様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 　　　2024年　　8月　　26日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） かぶしきがいしゃあるてくな  一般事業主の氏名又は名称 株式会社アルテクナ  （ふりがな） しみず　こうじ  （法人の場合）代表者の氏名 　 　 清水　浩二  住所　〒144-0051 東京都大田区西蒲田7-8-3 日研第二ビル2階  法人番号　8010801000693  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 株式会社アルテクナ　WEBサイト  DXの取り組み | | 公表日 | 2024年7月1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社WEBサイト  公表場所：DXの取り組みURL https://www.altekna.com/company/dx-poicy/  DX推進戦略  https://www.altekna.com/company/dx-poicy/digital-transformation/ | | 記載内容抜粋 | ・DX に関する経営ビジョン  当社の経営ビジョンは、多種多様な業界のお客様の様々な要望に応えるため、技術者派遣と設計業務受託を事業の 2 本柱としております。  また、それを実現するため幅広い技術分野のエンジニア確保（採用）と育成（研修）を重要視し、お客様の要望に迅速かつ的確に応えられるようなデジタル技術を活用した業務効率改善とサービス品質の向上にも取り組んでおります。  特に近年は急激な需要の増加に対応するため、IT 関連の開発について人材開発と研修・教育を強化しております。  ・経営ビジョンを実現するためのビジネスモデル  デジタル技術活用により、当社のビジネスモデルである技術者派遣と設計受託において、以下のサービスを提供します。   1. 必要なときに必要なエンジニアのご提案   専門性と独創性を併せ持つ、経験豊富で幅広い技術分野をカバーする優れたエンジニアから、お客様のプロジェクトに相応しい人材を迅速かつ的確に提案致します。   1. 開発フェーズに合わせたサービスの提供   企画/デザイン/設計/開発/試作/量産化など、スポット案件から一貫したワンストップソリューションまで、お客様の様々な設計業務のニーズに対応可能です。  ③お客様の経営課題を解決する付加価値の高いサービス  技術者派遣と設計受託の 2 つのビジネスモデルを組み合わせた当社独自のサービスの提案も可能にしております。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 当社では社長が意思決定の権利を有しているため、社長の承認のもと公表しております。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 株式会社アルテクナ　WEBサイト  DXの取り組み | | 公表日 | 2024年7月1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社WEBサイト  公表場所：DXの取り組みURL https://www.altekna.com/company/dx-poicy/  DX推進戦略  https://www.altekna.com/company/dx-poicy/digital-transformation/ | | 記載内容抜粋 | 経営ビジョンやビジネスモデルを実現するための戦略   1. デジタル技術活用による業務の効率化の実現   以下の取り組みにより、社内業務の効率化を実現します。  ・社内人材の保有スキルを見える化することで、より高い付加価値を生み出すスキルの習得を促します。  ・コミュニケーションのデジタル化と情報の言語化（テキスト化）で情報の共有とナレッジの蓄積を推進し、課題解決のスピードアップを図ります。  ・クラウドシステムを活用して就業場所の自由化を図り、従業員の業務効率を高めます。   1. デジタル技術活用によるスピード経営の実現   以下の取り組みにより、社内業務の効率化とスピード経営を実現します。  ・各種申請書や帳票類、契約書の電子化を進め、ペーパーレス化を一層推進します。  ・売上等の経営数値を表・グラフで可視化し、経営課題の認識促進と迅速な課題の改善に役立てます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 当社では社長が意思決定の権利を有しているため、社長の承認のもと公表しております。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 株式会社アルテクナ　WEBサイト  DX推進戦略ページ内にて公表。  https://www.altekna.com/company/dx-poicy/digital-transformation/ | | 記載内容抜粋 | ◎体制  当社では、経営トップが先頭に立ち、DX 推進チーム主導のもと各部門が連携し、デジタル化への取り組みを進めてまいります。  ・実務執行総括責任者（経営者）  ・DX 推進チーム（部長・部門長）  ・営業部門（DX 推進担当<営業系>）  ・教育部門（DX 推進担当<教育系>）  ・管理部門（DX 推進担当<管理系>）  ・アドバイザー（当社顧問）  ・DX人材の育成  DX 戦略を推進するため DX 人材の育成に取り組んでまいります。  ・e-learning を利用した柔軟性とアクセス性の高い教育講座を全社員対象として提供いたします。  ・組織体制の変革により、部署間のデジタル環境のブラックボックス化を防ぐとともに、DX プロジェクトの推進を図ります。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 株式会社アルテクナ　WEBサイト  DX推進戦略ページ内にて公表。  https://www.altekna.com/company/dx-poicy/digital-transformation/ | | 記載内容抜粋 | ◎環境整備  最新のデジタル技術活用環境の整備に向けて、以下の取り組みを実施し DX 戦略を推進致します。  ・部門間の予算配分にとらわれない組織変革により、積極的な IT システム導入を図ります。  ・e-learning を中心とした DX 人材の育成により、　導入した IT システムを最大限に活用致します。  ・DX 推進にあたりソフトウェア選定は、端末や場所、時間に限定されないクラウドシステムを優先して採用し、生産性の向上を図ります。  ・IT システム・デジタル技術導入や IT 人材育成の　ための予算枠を毎年確保し、DX を推進致します。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 株式会社アルテクナ　WEBサイト  「DX推進戦略」 | | 公表日 | 2024年7月1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 株式会社アルテクナ　WEBサイト  DX推進戦略ページ内にて公表。  https://www.altekna.com/company/dx-poicy/digital-transformation/ | | 記載内容抜粋 | デジタル技術活用による業務の効率化の実現  「達成度を測る指標」  ・社内ポータルサイトの立ち上げ：初年度にサイトの構築を行い、3 年後までに全従業員にアドレスの配布を行い、コンテンツにアクセスできる状態にする。  デジタル技術活用によるスピード経営の実現  「達成度を測る指標」  ・電子化された申請書・帳票・契約書の数：初年度に 10%以上、次年度にさらに 10%以上、3 年目には 100%以上電子化する。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年7月1日 | | 発信方法 | 株式会社アルテクナ　WEBサイト  DXの取り組み  https://www.altekna.com/company/dx-poicy/ | | 発信内容 | ◎ミッション・ビジョン  アルテクナは、「Think unique（独創的に考える）」を新たな企業スローガンとして定めました。  私たちは、つねに「Think unique」精神を大切にする集団として、より良いサービスと新しい価値を創造し、社会に貢献していきたいと考えます。デジタル技術の発展によって、設計やものづくりの分野での様々な変革や、サービスの分野での画期的なビジネスモデルが次々と実現してきております。  今後ますます重要になっていく独創的な発想力や柔軟な応用力を有する技術者を、当社は積極的な人材の採用・育成により、これらに対処していきたいと考えています。  ◎DX 推進宣言  アルテクナはこれまで 40 年にわたり、変化と成長を遂げてきました。しかし、今日のビジネス環境はこれまで以上に複雑で、迅速な変化が求められています。私たちはこれに立ち向かい、未来に向けてより強靭な組織となるべく、DX による変革を積極的に進めたいと考えております。  弊社の DX 戦略は、以下の原則に基づいています。  1. 顧客中心のアプローチ: 顧客の期待とニーズに真摯に向き合い、デジタル技術を活用して新たな価値を提供します。  2. イノベーションと柔軟性: イノベーションを促進するために、絶えず独創性と柔軟性を持って新しいアイディアとテクノロジーを積極的に活用します。  3. 一体感を持った DX の推進: 社員と組織全体が DX 戦略を推進するための一体感を築きます。  この宣言を通じて、私たちは透明性と信頼を高め、株式会社アルテクナがデジタル変革を推進し、共に未来を切り開き、新たな局面に向けて前進していくことを宣言いたします。  2024年7月1日  株式会社アルテクナ  代表取締役 清水浩二  ◎DX推進の進捗  当社での IT ツール・機器等の活用の歩みに加えて、2023 年 7 月からの DX 推進の進捗をここにお知らせしてまいります。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年3月頃　～ 2024年6月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」による自己分析を行い、書類を添付いたします。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2022年2月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づき、当社WEBサイト上にて「DXの取り組み」で二つ星の宣言を行っています。  （https://www.altekna.com/company/dx-poicy/）  また当社は、お客様からお預かりした情報、及び当社の情報資産を事故・災害・犯罪などの脅威から守り、お客様ならびに社会の信頼に応えるべく、当社の方針をWEBサイトで公開し全社で情報セキュリティに取り組みます。  （https://www.altekna.com/company/dx-poicy/ |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。